| 中期目標に定めた項目 | 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績（当該項目が通則法第二十九条第二項第二号に掲げる事項に係るものである場合にあっては次のイからニまでに掲げる事項を明らかにしたものに、同項第三号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合にあっては次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものに限る。）<br>イ　中期目標及び中期計画の実施状況<br>ロ　当該期間における業務運営の状況<br>ハ　当該項目に係る指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値（当該項目に係る指標が設定されている場合に限る。）<br>ニ　当該期間における毎年度の当該項目に係る財務情報及び人員に関する情報<br>二　次のイからハまでに掲げる事項を明らかにした前号に掲げる業務の実績についての評価の結果（当該項目が通則法第二十九条第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合に限る。）<br>イ　評定及び当該評定を付した理由<br>ロ　業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策<br>ハ　過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況 | 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績及び当該業績に係る自己評価を行った結果を明らかにした報告書 |
|---|---|---|
| 中期計画に定めた項目 | 一　中期目標の期間における業務の実績（当該項目が通則法第二十九条第二項第二号に掲げる事項に係るものである場合にあっては次のイからニまでに掲げる事項を明らかにしたものに、同項第三号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合にあっては次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものに限る。）<br>イ　中期目標及び中期計画の実施状況<br>ロ　当該期間における業務運営の状況<br>ハ　当該項目に係る指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値（当該項目に係る指標が設定されている場合に限る。）<br>ニ　当該期間における毎年度の当該項目に係る財務情報及び人員に関する情報<br>二　次のイからハまでに掲げる事項を明らかにした前号に掲げる業務の実績についての評価の結果（当該項目が通則法第二十九条第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合に限る。）<br>イ　評定及び当該評定を付した理由<br>ロ　業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策<br>ハ　過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況 | 中期目標の期間における業務及び当該業績について自己評価を行った結果を明らかにした報告書 |

2　大学校は、前項に規定する報告書を国土交通大臣に提出したときは、速やかに、当該報告書をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

第九条第三項中「第十三条において」を「以下」に改める。

第十八条中「第五条第二項」を「第二十一条第二項」に改め、同条第一号中「第五条第一項」を「第二十一条第一項」に改め、同条を第二十一条とする。

第十七条中「第四十八条第一項」を「第四十八条」に改め、同条を第十八条とし、同条の次に次の二条を加える。

（内部組織）

**第十九条**　大学校に係る通則法第五十条の六第一号に規定する離職前五年間に在職していた当該中期目標管理法人の内部組織として主務省令で定めるものは、現に存する理事長の直近下位の内部組織として国土交通大臣が定めるもの（次項において「現内部組織」という。）であって再就職者（離職後二年を経過した者を除く。同項において同じ。）が離職前五年間に在職していたものとする。

2　直近七年間に存し、又は存していた理事長の直近下位の内部組織（独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）の施行の日以後のものに限る。）として国土交通大臣が定めるものであって再就職者が離職前五年間に在職していたものが行っていた業務を現内部組織（当該内部組織が現内部組織である場合にあっては他の現内部組織）が行っている場合における前項の規定の適用については、当該再就職者が離職前五年間に当該現内部組織に在職していたものとみなす。

（管理又は監督の地位）

**第二十条**　大学校に係る通則法第五十条の六第二号に規定する管理又は監督の地位として主務省令で定めるものは、職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）第二十七条第六号に規定する職員が就いている官職に相当するものとして国土交通大臣が定めるものとする。

第十六条（見出しを含む。）中「第四十八条第一項」を「第四十八条」に改め、同条を第十七条とし、第十五条を第十六条とする。

第十四条中「第三十八条第四項」を「第三十八条第三項」に改め、同条を第十五条とし、第十三条の次に次の一条を加える。

（事業報告書の作成）

**第十四条**　大学校に係る通則法第三十八条第二項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

2　事業報告書は、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　大学校に関する基礎的な情報
イ　目的、業務内容、沿革、設立に係る根拠法、主務大臣、組織図その他の大学校の概要
ロ　事務所（従たる事務所を含む。）の所在地
ハ　資本金の額及び出資者ごとの出資額（前事業年度末からのそれぞれの増減を含む。）
ニ　役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴
ホ　常勤職員の数（前事業年度末からの増減を含む。）及び平均年齢並びに大学校への出向者の数
二　財務諸表の要約
三　財務情報
イ　財務諸表に記載された事項の概要
ロ　重要な施設等の整備等の状況
ハ　予算及び決算の概要
ニ　経費の削減及び効率化に関する目標並びにその達成状況
四　事業に関する説明
イ　財源の内訳
ロ　財務情報及び業務の実績に基づく説明

3　事業報告書には、通則法第三十一条第一項の年度計画に記載されたセグメント（大学校を構成する一定の単位をいう。）ごとの予算に関する見積り及び当該予算の執行実績を明らかにした資料を添付するものとする。

（自動車検査独立行政法人に関する省令の一部改正）

**第十七条**　自動車検査独立行政法人に関する省令（平成十四年国土交通省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

第六条及び第七条を削り、第五条を第七条とする。

第四条の見出しを「（中期計画の記載事項）」に改め、同条中「第三十条第二項第七号」を「第三十条第二項第八号」に改め、同条を第六条とし、第三条を第五条とする。